

令和6年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和6年8月30日（金）午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（16名）

欠席農業委員（3名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 皆様、改めまして、こんにちは。それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和6年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が7件、農地法第5条関係が4件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が3件、合わせて14件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったため、同条第2項の規定により審議するものとする。令和6年8月30日提出。会長矢野正則。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその7朗読】

以上、その1からその7までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る8月25日、委員と譲受人立会いの下、現地調査を行い、申請内容について聞き取りを行いました。また、譲渡人、こちらには電話で確認をしました。双方ともに申請内容について間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る8月24日、委員と譲渡人と譲受のお母さんの立会いで現地調査を行いました。譲受人は、遠方のため、電話で確認しました。双方とも申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題ないと思ひます。皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第3条その3、その4は関連がありますので、一括審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る8月24日、委員と譲渡人、譲受人の立会いの下、現地調査を行いました。また、その4は、譲渡人と譲受人が反対になっておりますので、同時調査を行いました。申請内容について問題ないとのことでした。

今回の申請による農地への影響は、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その3、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、8月26日に、委員と譲受人、代理人の行政書士立会いの下、現地調査を行いました。また、譲渡人は、遠方のため、電話で確認いたしました。いずれも申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 報告します。今回の申請について、去る24日に、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人には、電話で確認しました。譲受人には、現地で申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思われます。皆様のご審議のほど、よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その7について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、8月24日、委員と譲渡人、そして譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りをし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺の農地への影響もないと思われます。皆様のご審議、よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和6年8月30日提出。会長矢野正則。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、7ページをご覧ください。

農地法第5条その1について説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。なお、令和6年7月19日付で、農用地区域から除外されております。

皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 8月24日、委員と設定人で現地調査をしました。被設定人には電話で申請内容について説明しました。双方とも申請内容に間違いのないことでした。

皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、12ページをご覧ください。

農地法第5条その2について説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。なお、令和6年7月19日付で農用地区域から除外されております。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る8月26日に、委員と譲渡人立会いの下、現地調査を行いました。また、行政書士には、電話連絡で、当地で間違いないことを確認いたしました。草刈りなども実施されており、雨水と排水及び土砂流出の問題もないと思われまゝ。今回の転用により、周辺農地への影響については、特に問題ないと思われまゝ。

皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、17ページをご覧ください。

農地法第5条その3について説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る24日に委員と、譲渡人は福祉施設に入所中のために、代理人の行政書士、譲受人立会いの下、現地を調査しました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いないとのこと。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題ないと思ひます。

皆様方の審議のほど、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、22ページをご覧ください。

農地法第5条その4について説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 農業委員等に関する法律第31条議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る8月24日、会長と現地調査を行いました。当日、現地に行って、譲渡人と譲受人出張のため、代理で現場担当者にお会いして、申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については、特に問題ないと思います。

皆様のご審議、よろしく願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和6年8月30日提出。会長矢野正則。

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第3号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第3号について原案のとおり承認いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事 務 局 それでは、事務局より申し上げます。次回の総会は9月30日月曜日、午後2時よりここ正庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 意見がなければ、これをもちまして、令和6年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午後2時53分)
